

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるとときは翌日発行）

発行人 大分県
編集

編集 (株)佐伯コミュニケーションズ
（定価）一箇年 三万八千八百八十円

大分県報

令和三年
十月十九日
号外 (六五)

(火 曜 日)

衆議院比例代表選出議員選舉における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるべく
行う場所及び日時
衆議院比例代表選出議員選舉における開票区の設定
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる
る実費弁償の最高額等

選舉管理委員會告示

選挙管理委員会告示

目次

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

二 候補者氏名

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

大分県選挙管理委員会告示第六十四号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

最高裁判所裁判官
国民審査投票

選管委印
大分県選挙管理委員会

○注意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、
その氏名の上の欄に×を書くこと。
二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、
何も書かないこと。

×を書く欄

裁判官の氏名

政党その他の政治団体の名称又は略称

○注意

令和三年執行

衆議院比例代表選出議員選挙投票

選管委印
大分県選挙管理委員会

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内にひとつ書くこと。

備考

- 一 用紙はピンク色とし、黒色のインクで印刷する。

- 一 用紙はあさぎ色とし、黒色のインクで印刷する。
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会告示第六十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

最高裁判所裁判官
国民審査投票

選管委印
大分県選挙管理委員会

○注意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、
その氏名の上の欄に×を書くこと。
二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、
何も書かないこと。

×を書く欄

裁判官の氏名

政党その他の政治団体の名称又は略称

○注意

令和三年執行

衆議院比例代表選出議員選挙投票

選管委印
大分県選挙管理委員会

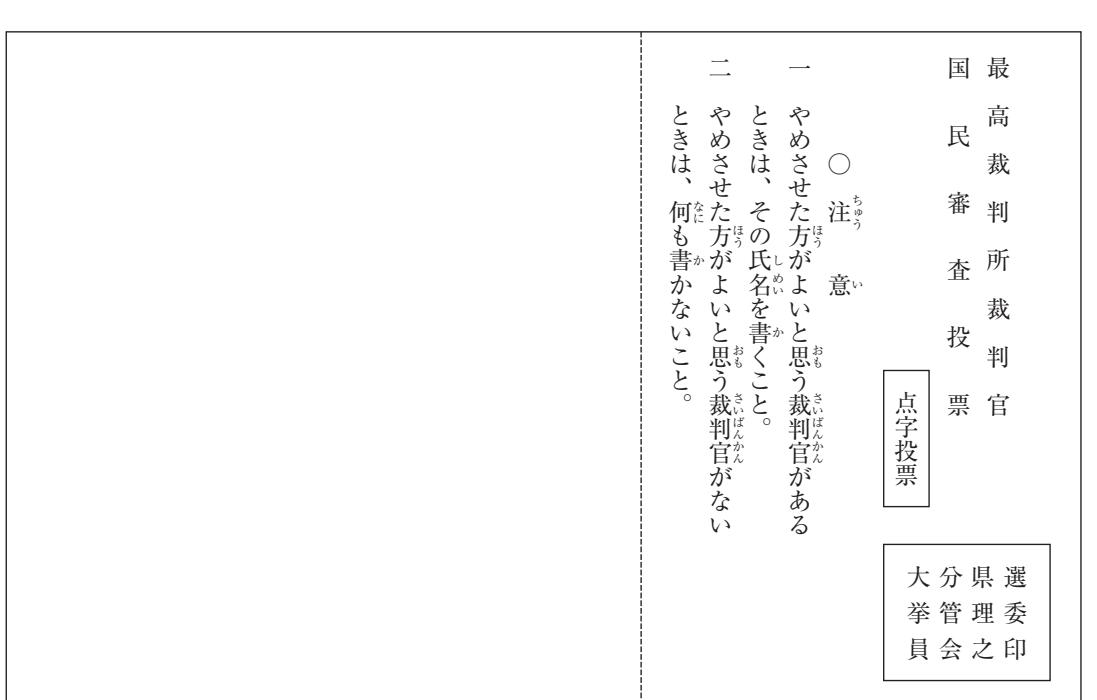
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内にひとつ書くこと。

- 一 用紙はピンク色とし、黒色のインクで印刷する。

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。

点字投票用紙



令和三年十月十九日

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 木俊廣

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第六十六号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 木俊廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第六十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり表示する。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 木俊廣

衆議院小選挙区選出議員選挙 しょうせんきょく

衆議院比例代表選出議員選挙 ひれい

最高裁判所裁判官国民審査 こくみんしんさ

大分県選挙管理委員会告示第六十八号

大分県報号外（選管委告示）

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一 候補者用
大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

回	選挙区	選挙
第49回	小選挙区	選挙
院議候第	選用ビラ番	号
衆政第	候補者区	-
議院小選挙区選管	大分県選管	

備考

- 一 「第一区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。
候補者届出政党用

備考
令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

回	選挙区	選挙
第49回	小選挙区	選挙
院議政第	選用ボタ番	号
衆政第	候補者区	-
議院小選挙区選管	大分県選管	

備考

- 一 「第一区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第七十号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

選挙区	区分	住所	氏名
大分県第一区	選挙長	日田市淡窓一丁目四番四八号	一木俊廣
大分県第二区	選挙長	大分市賀来西二丁目一二番二九号	佐藤聰
大分県第三区	選挙長	大分市大字千歳三一四番地の二	阿部良秀
大分県職務代理者	職務代理者	大分市賀来西二丁目一二番二九号	佐藤聰
大分県選挙管理委員会告示第七十一号	大分県選挙管理委員会告示第七十三号	大分県選挙管理委員会告示第七十四号	大分県選挙管理委員会告示第七十五号
令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。	令和三年十月十九日	十月十九日	十月二十日以後
令和三年十月十九日	大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣	大分市大手町三丁目一一番一号	大分県庁舎本館二階 正庁ホール
大分県選挙分会長	区 分 住 所 氏 名	大分市大手町三丁目一一番一号	大分市大手町三丁目一一番一号
大分県選挙分会長	大分市浜の市二丁目二番二一號	秦 喜美惠	大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内
職務代理人	大分市金池町一丁目九番一八一一〇三号	今井 瞳	大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣
大分県選挙管理委員会告示第七十一号	大分県選挙管理委員会告示第七十三号	大分県選挙管理委員会告示第七十四号	大分県選挙管理委員会告示第七十五号
令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。	令和三年十月十九日	令和三年十月十九日	令和三年十月十九日
令和三年十月十九日	大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣	大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣	大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣
大分市大手町三丁目一番一号	大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣	大分市大手町三丁目一番一号	大分県選挙管理委員会室
十月十九日	大分市大手町三丁目一番一号	大分市大手町三丁目一番一号	二日時 令和三年十一月三日九時三十分
大分市大手町三丁目一番一号	大分市大手町三丁目一番一号	大分市大手町三丁目一番一号	大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

大分県第二区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十一月三日十時

大分県第三区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十一月三日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第七十六号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十一月三日十一時

大分県選挙管理委員会告示第七十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

大分市大手町三丁目一番一号

大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十月十九日十八時

大分県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、令和三年十月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分市の区域を分けて次のとおり開票区を設けるものとする。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会告示第七十九号

者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

市町村名	開票区名	大分市選挙管理委員長 一木俊廣
大分市	大分市第一 開票区	区域
大分市	金池第一投票区、金池第二投票区、金池第三投票区、長浜投票区、 荷揚投票区、中島第一投票区、中島第二投票区、中島第三投票区、 春日第一投票区、春日第二投票区、春日第三投票区、王子投票区、 八幡第一投票区、八幡第二投票区、大道第一投票区、大道第二投票 区、大道第三投票区、南大分第一投票区、南大分第二投票区、南大 分第三投票区、南大分第四投票区、南大分第五投票区、南大分第六 投票区、滝尾第一投票区、滝尾第二投票区、下郡投票区、津留第一 投票区、津留第二投票区、東大分投票区、日吉投票区、日岡投票 区、桃園投票区、原川投票区、明野北第一投票区、明野北第二投票 区、明野南投票区、明野東投票区、鶴崎投票区、小中島投票区、乙 津投票区、別保第一投票区、別保第二投票区、三佐投票区、家島投 票区、明治投票区、明治北投票区、横尾投票区、高田投票区、松岡 投票区、川添投票区、種具投票区、広内投票区、判田第一投票区、 判田第二投票区、百木投票区、上戸次投票区、戸次投票区、下戸次 投票区、吉野投票区、竹中投票区、河原内投票区、伊与床投票区、 鶴野投票区、敷戸團地投票区、寒田投票区、田尻第一投票区、田尻 第二投票区、宗方第一投票区、宗方第二投票区、木ノ上投票区、横 瀬第一投票区、横瀬第二投票区、賀来投票区、東院投票区、大在西 投票区、大在中央投票区、大在東投票区、坂ノ市投票区、丹生投票 区、小佐井投票区、市尾上投票区、細投票区	大分市第一 開票区
大分市	小浜投票区、本町投票区、田中投票区、白木浜投票区、古宮投票 区、辛幸投票区、大志生木投票区、本神崎投票区、木佐上投票区、 馬場投票区、一尺屋投票区、野津原第一投票区、野津原第二投票 区、野津原第三投票区、野津原第四投票区、野津原第五投票区、野 津原第六投票区、野津原第七投票区、野津原第八投票区	大分市第二 開票区

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

一 選挙運動に從事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

4 宿泊料（食事料二食分を含む。）一夜につき一万二千円

5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円

6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円

2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれの1から3までに掲げる額

2 宿泊料（食事料を除く。）一夜につき一万円

四 選挙運動に從事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用者 一日につき一万五千円

3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円

4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円

大分県選挙管理委員会告示第八十号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会长及び大分県審査分会长職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

区 分 住 所 氏 名

大分県審査分会长 大分市錦町一丁目九番三号 井下秀子
大分市金池町一丁目九番一八一一〇三号 今井睦

大分県選挙管理委員会告示第八十二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会告示第八十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会告示第八十四号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる放送回数を、次のとおり定めた。

テレビジョン放送

届出候補者の数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送	一一一
三人	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	一一一
四人		

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

廣

大分県選挙管理委員会告示第八十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分 廣

大分県選挙管理委員会委員長

一木

俊

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十月十九日十七時三十分